

第7章 情報システムにおける取組

本章では、特許庁の業務を支える情報システムにおける取組について、現在及び今後のシステム開発に関する取組、及び、情報システムを通じた国際的取組について紹介する。

1. 特許庁の情報システムにおける取組

特許庁は、1990年に世界に先駆けて実現した電子出願システムをはじめとして、庁内の事務処理、先行技術文献の検索など、様々な業務に情報システムを導入してきた。2018年には、特許・実用新案が98.9%、意匠が92.9%、商標が83.7%という高い電子出願率を達成しており、今後も、庁外ユーザーや庁内職員の利便性向上のために必要なシステム開発を行っていく予定である。

(1) 特許庁のシステム開発

①業務・システム最適化

特許庁は、2013年3月に「特許庁業務・システム最適化計画」（2013年度から2022年度までの10か年計画）を策定し、当該最適化計画に沿ってシステム開発を進めてきた。そして、2018年3月に、前半5年間の開発成果と後半5年間の開発予定を特許庁ウェブサイト¹にて公表した。さらに、2018年6月、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」の策定に伴い、最適化計画で定められていた後半5年間（2018年度から2022年度まで）の開発事項は、「特許庁における業務・システム最適化」の取組として、当該中長期計画に取り込まれた²。

本取組では、従前の最適化計画と同様、以下の4つの目標を掲げている。

- (i) 世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤の整備
- (ii) 情報発信力の強化及びユーザーの利便性向上

(iii) 安全性と信頼性の高いシステム及び運用体制の構築

(iv) 行政運営の簡素化、効率化、合理化、質の向上及びシステム経費の節減

現在、特許庁は、上記「特許庁における業務・システム最適化」の取組に基づき、順調にシステム開発を進めている。

②特許庁のシステムの刷新方針

特許庁のシステムは、各種業務の電子化を累次に進めてきた結果、個別システムの構造が不統一で、全体として複雑なものとなっており、知的財産を取り巻く環境変化に迅速・柔軟・低コストで対応することが難しくなっていた。そこで、このような環境変化に対応できるシステムへと刷新すべく、個別システムの構造の定型化や全システム共有のデータベース構築によるシステム構造の簡素化を進めている。当該刷新にあたっては、全ての個別システムを一括して刷新する方式ではなく、段階的に刷新する方式、すなわち、優先度の高い政策

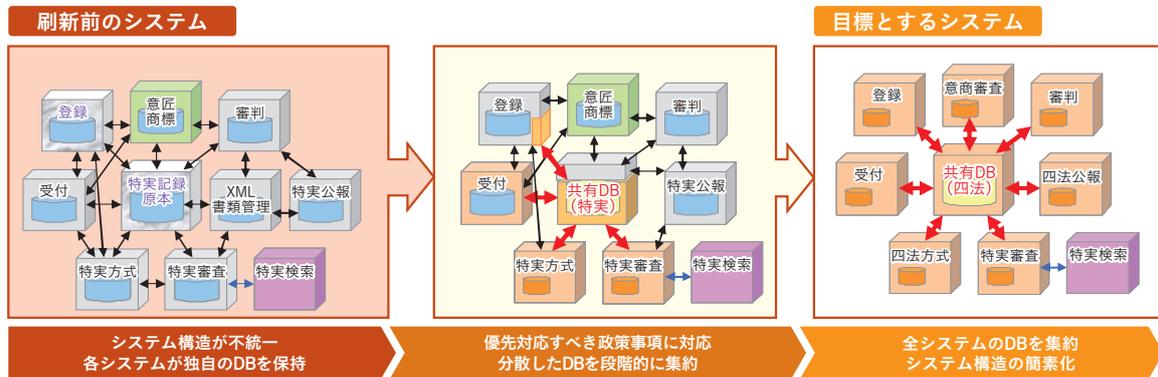
1 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_sintyoku.html
2 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_tougou.html



事項へのシステム対応を逐次進めつつ、並行して、段階的に個別システムのデータベースを統合し、システム構造の簡素化を進める方式を採用している。この方式により、優先すべき政策事項に適時対応¹

しながら、個々のシステム刷新における開発規模を縮小して開発リスクを低減し、着実にシステム刷新を進めていく [2-7-1 図]。

2-7-1図 段階的刷新の概念図



③業務・システム最適化の実施体制

業務・システム最適化の実施にあたっては、特許庁長官を本部長とし、特許庁情報化統括責任者（特許庁 CIO）である特許技監を本部長代理とする「特許庁情報化推進本部」を設置し、強力なトップマネジメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能としている。また、上記「段階的に刷新する方式」の採用により、複数のシステム開発が同時並行的に実施されることから、「特許庁 PMO (Program Management Office)」を設置し、全体を見渡したプロジェクト進捗管理を着実に実施可能としている。

④最適化の取組による各種サービスの向上

本取組により 2019 年度以降に実現する主な項目は以下のとおりである。

- a. クレジットカード決済を利用した料金納付（2019 年 4 月）
- b. 意匠・商標に関する審査・審判関連情報の外部への提供（2019 年 5 月）
- c. 設定登録のリアルタイム化（2020 年予定）
- d. 海外特許庁との意匠の優先権証明書との電子的交換（2020 年予定）

¹ 2018 年度までに、受付システムの二重化、中韓特許文献の翻訳・検索システムの構築、新たな意匠・商標制度への対応などを実現。

(1) 優先権書類の電子的交換(特許及び実用新案)

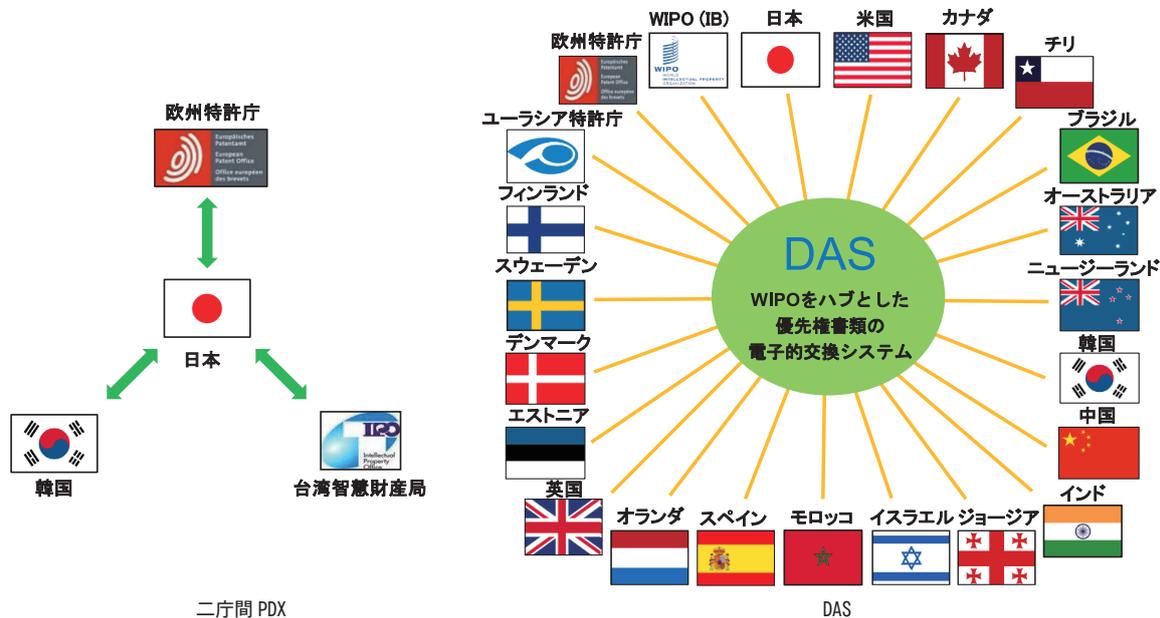
出願人が優先権主張を伴い海外へ出願するためには、原則、優先権書類の紙書面の提出が必要となるが、日本国特許庁は、欧州特許庁、韓国特許庁及び台湾智慧財産局と二庁間での優先権書類の電子的交換（二庁間 PDX）を行っており、出願人は、これらの庁に対する優先権書類の紙書面の提出を省略することができる[2-7-3 図]。

また、複数の特許庁・機関に出願する際の手続を簡略化するため、2009年4月から世界的

所有権機関（WIPO）の「デジタルアクセスサービス(DAS)」が開始されている。日本国特許庁は、DASの利点に鑑み二庁間 PDX から DAS への一本化を推進しており、2018年12月には、欧州特許庁及び韓国特許庁との間で、従来の二庁間 PDX と並行して、DASを利用した優先権書類の電子的交換が開始された [2-7-3 図]。

今後も、ユーザーニーズを踏まえつつ、DAS参加庁の増加及び更なるサービスの改善に向けた取組を推進していく。

2-7-3図 優先権書類の電子的交換の対象庁（2019年5月現在）



(2) グローバル・ドシエ

「グローバル・ドシエ」とは、2012年6月の五庁長官会合において、日本国特許庁と米国特許商標庁とが共同提案したものであり、各国特許庁のシステムを連携させ、各国特許庁が有する特許出願の手续や審査に関連する情報（ドシエ情報）の一般ユーザーとの共有や新たなITサービスの実現を目指す構想である。五庁と各国の産業界とが共同してグローバル・ドシエ・タスクフォース¹を構成し、取組を推進している。

① ドシエ情報の共有の取組

企業活動のグローバル化に伴い、複数の国・地域に同一発明の出願がなされている。このような状況下において、審査の効率化を図るために、各国特許庁のドシエ情報を各国審査官が相互参照可能とするシステムの整備が必要とされている。

そこで、日本国特許庁の主導により、複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括で提供するサービスである「ワン・ポータル・ドシエ (OPD)」を、2013年7月に五庁の審査官を対象として開始した。

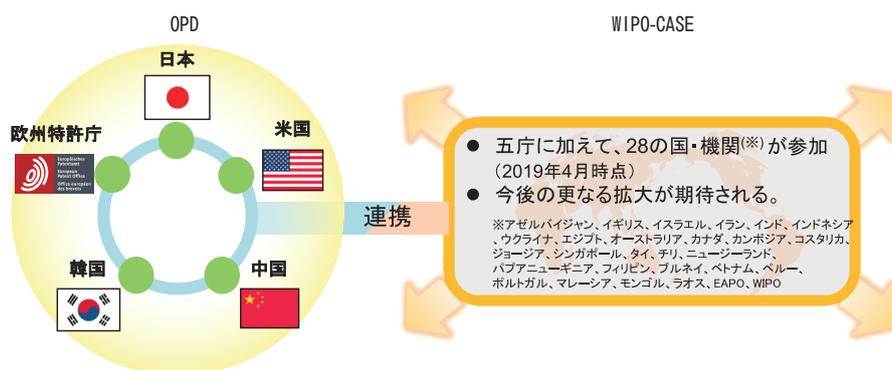
¹ グローバル・ドシエのプロジェクトにユーザーニーズが反映されるよう、五庁及びWIPOの実務者と五庁ユーザー団体の実務者で構成された検討体。

また、日本国特許庁は、WIPOと協力して、OPDと、WIPO が提供するドシエ情報相互参照システムである WIPO-CASE¹ とを連携する技術を2014年3月に確立した。当該技術を利用して、2016年までに五庁全てがOPDとWIPO-CASEとの連携を実現し、ドシエ情報共有ネットワークは五庁の枠を超えて拡大することとなった [2-7-4 図]。さらに、五庁は、世界中のユーザーがドシエ情

報を参照できるよう協力を進めており、日本特許庁は2016年7月から、J-PlatPatを通じてユーザーへOPDのサービスを提供している。

今後も、WIPO-CASE への新規参加やドシエ情報の有効活用等を促進することによって、ドシエ情報共有ネットワークの拡大を通じた、グローバルなワークシェアリングのITインフラ整備を進めていく。

2-7-4図 OPD と WIPO-CASE の連携



② ITを活用した新たなサービスの実現を目指す取組

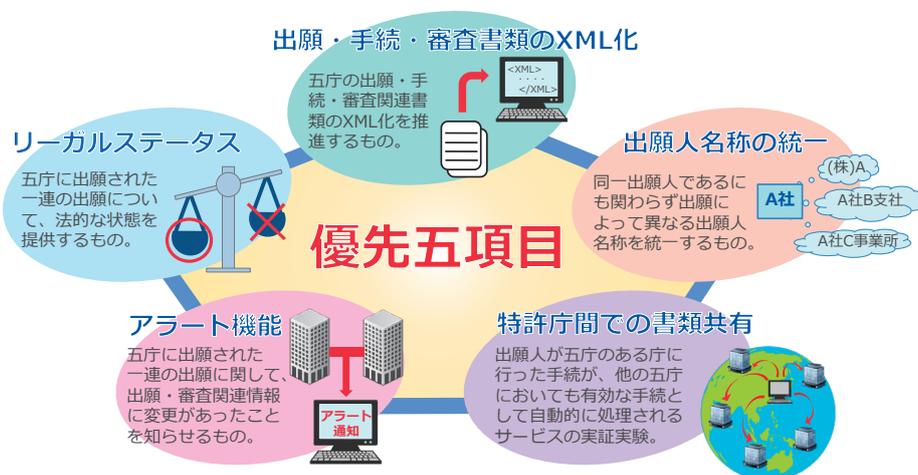
2015年1月に開催されたグローバル・ドシエ・タスクフォース会合では、産業界から、究極目標として複数庁への一括出願（クロス・ファイリング）の実現が示される一方、産業界の当面の5つの関心事項について優先的に取り組むことが要請された。五庁は、これを優先五項目と位置づけ、実現

に向けた具体的な手段や課題について検討を進めている。

2018年6月に米国で開催された五庁長官会合では、各項目の具体的な実施内容及び今後の作業計画について承認がなされた。

2019年1月にオランダで開催されたグローバル・ドシエ・タスクフォース会合では、産業界に対し、各項目のこれまでの進捗が報告されるとともに、今後の進め方について議論がなされた。

2-7-5図 グローバル・ドシエの優先五項目



1 WIPO-CASE:WIPO-Centralized Access to Search and Examination

(3) 共通文献プロジェクト

特許等の審査においては、自国のみならず世界中の文献を調査対象とする必要がある。そのためには、世界の各国特許庁が保有する文献データ範囲を統一し、国際的なワークシェアリングに資するサーチ環境の高度化を目指す必要がある。

そこで、五庁は、2008年より各国特許庁審査官が同一の文献データ範囲にアクセスできるようにサーチデータベース環境を整備する「共通文献プロジェクト」を開始し、①共通文献セットの目録（オンソリティ・ファイル）の作成、②CD等の記録媒体を用いない形態での各国特許庁間のデータ交換（データ交換のメディアレス化）を行ってきた。2019年3月現在、日本国特許庁から、五庁を含む41の海外特許庁・機関へメディアレスでデータ提供することにより、従来の記録媒体での提供に起因するデータエラーをなくすとともに、文献データを交換するためのコストを削減している。

(4) 新興国へのIT関連の支援

ASEAN諸国を始めとする新興国は、商品製造拠点や成長市場として重要性が一層高まっている。これらの新興国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、日本国特許庁は、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源とした信託基金（WIPOジャパンファンド）を通じて、新興国のITインフラ整備を支援している。今後も、日本国特許庁のITシステム構築の実績と経験を生かし、ワークショップ、各種プロジェクト、招へい研修、専門家派遣など、新興国へのITシステム関連の支援を継続していく予定である。

①紙書類の電子化支援

ASEAN等の新興国の知財庁においては、ITを活用した業務の効率化や知財情報へのアクセス性向上を図る上で、出願書類等の電子化が課題となっている。日本国特許庁は、WIPOジャパンファンドを通じて、新興国知財庁の紙書類の電子化プロジェクトを支援している。現在、タイ、フィリピン、

ベトナムでプロジェクトを継続中である。

②ワークフロー最適化支援

ITシステムの導入にあたっては、特許や商標の出願から登録までの業務の流れ（ワークフロー）を定型化して最適化することが望ましいため、日本国特許庁は、WIPOジャパンファンドを通じて、新興国知財庁のワークフローの最適化プロジェクトを支援している。2018年度には、ベトナム、ラオスでのプロジェクトが完了した。

③新興国向けITシステムの開発支援

WIPOは、WIPO-IPAS¹という知財庁向け事務処理システムを無償で提供しており、80か国以上の知財庁が当該システムを導入している。WIPO-IPASは、特許や商標のオンライン出願、庁内での書類の電子的決裁や出願人への発送、公報の電子的発行などの機能がある上、各国知財庁のニーズに合わせて必要な機能のみを選択して導入できるという柔軟性を有している。日本国特許庁は、WIPOジャパンファンドを通じて、WIPO-IPASのシステム開発を支援している。

④WIPO-CASEの開発と普及の支援

日本国特許庁は、WIPOが提供する特許の出願・審査情報（ドシエ情報）の共有システムであるWIPO-CASEについて、WIPOジャパンファンドを通じて、WIPO-CASEの機能向上、OPDとの連携、WIPO-CASEへの新興国の参加などを支援している。2018年度には、WIPO-CASEを利用したドシエ情報の参照・利用方法に関するワークショップ²（於タイ）の開催を支援し、日本国特許庁の特許審査官を講師として派遣した。

⑤新興国向けIT研修の実施

日本国特許庁は、2018年度に新興国知財庁のIT担当者23名を招へいし、知財庁における効率的なITインフラを構築・利用する人材育成のための研修を実施した。

¹ WIPO IP Office Administration System

² 第3部第2章3.(2) ⑤ d.WIPO-CASE ナショナルワークショップ参照